

第四十五号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「退職した者」の下に「（第十六条第一項各号に掲げる者を含む。）」を加え、同項第二号中「百分の百十五」を「百分の百七」に改め、同項第三号中「百分の百五十五」を「百分の百五十三」に改め、同項第四号中「百分の二百十」を「百分の二百」に改め、同項第五号中「百分の百四十」を「百分の百三十四」に改め、同項第六号中「百分の百五」を「百分の百一」に改め、同条第二項中「四十一・二五」を「三十九・七五」に改める。

第六条第一項第一号中「百分の八十五」を「百分の八十三」に改め、同項第二号中「百分の百六十五」を「百分の百五十七」に改め、同項第三号中「百分の百七十五」を「百分の百六十八」に改め、同項第四号中「百分の百六十」を「百分の百五十四」に改め、同項第五号中「百分の九十」を「百分の八十九」に改め、同条第二項中「四十九・五五」を「四十七・七」に改める。

第七条の四第二項中「第十六条若しくは」を「第十六条第一項又は」に改め、「支給を受けなかつたこと又は第十八条第二項の規定により一般の退職手当等の」を削る。

第十条第一項第一号中「四百二」を「四百」に改め、同項第二号中「三百三十五」を「三百」に改め、同項第三号中「二百六十八」を「二百十五」に改め、同

項第四号中「二百七」を「百九十」に改め、同項第五号中「百八十五」を「百七十」に改め、同項第六号中「百六十八」を「百四十八」に改め、同項第七号中「百四十六」を「零」に改め、同項第八号を削る。

第十一条第三項中「第十六条各号」を「第十六条第一項各号」に改める。

第十六条中「当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない」を「当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して二週間を経過した日に、

通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第十七条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「次条第二項」を「次条第一項」に改め、同項第三号中「次条第二項」を「次条第一項」に改め、同条第六項中「次条第三項」を「次条第二項」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

第十七条第十一項を削る。

第十八条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一項中「当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十六条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるとき。

第十八条第二項を削り、同条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に、「同項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第二項第二号又は第三項」を「第一項第三号又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「前条第十項及び第十一項」を「第十六条第二項及び第三項」に、「第二項及び第三項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二項又は第三項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十九条第一項中「前条第二項」を「第十六条第一項」に改め、同項第一号中

「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六項中「第十七条第十項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十条第一項中「第十八条第二項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第十七条第十項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十一条第四項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六項中「第十八条第二項」を「第十六条第一項」に改め、同条第七項中「第十七条第十項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十二条第二項中「第十八条第二項第二号若しくは第三項」を「第十八条第一項第三号若しくは第二項」に改め、同条第三項中「第十八条第三項」を「第八条第二項」に改める。

附則第九項の見出し中「平成二十五年四月一日以後に退職する者に支給する」を削る。

附則第十二項各号列記以外の部分中「平成二十五年四月一日」を「平成三十年四月一日」に、「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第七号」に、「次の各号に掲げる退職の日が属する期間に應じ当該各号に定める」を「六十八の」に改め、「それぞれ」を削り、各号を削る。

附則第十三項中「次の各号に掲げる退職の日が属する期間に應じ当該各号に定める」を「二十二の」に改め、「それぞれ」を削り、各号を削る。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の江戸川区職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

( 説明 )

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の改正を踏まえ、民間水準との均衡を図るため、退職手当の基本額を引き下げるとともに、在職期間中の職務及び職責に応じた貢献度をより一層反映させるため、調整額を変更するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。